

研修施設貸出に関する取扱基準

市町村研修センター（フレアアップかながわ）では、県内市町村等が実施する研修、研究、会議等（以下「研修等」という。）に対し、研修施設の貸出を行っています。

使用を希望する場合は、以下の事項を必ず確認して申込み手続きを行ってください。

1 貸出要件

下記の団体が、職員の人材育成及び地方自治の発展に寄与する研修等のうち、市町村職員を対象とした研修等に使用する場合に限り、施設を無料で貸出します。

2 対象団体

- (1) 県内市町村（横浜市を除く）
- (2) 地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（一部事務組合等）
- (3) 神奈川県市長会、神奈川県町村会、神奈川県市議会議長会、神奈川県町村議会議長会、神奈川県都市監査委員会、神奈川県町村等監査委員協議会
- (4) 財団法人全国市町村研修財団の市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所
- (5) 公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター所長が適当と認めた団体

3 貸出施設及び貸出備品

貸出施設	定員	使用目的	付帯設備
502 研修室	100人	研修・研究・会議	ピンマイク(1本)、ハンドマイク(4本) リア式プロジェクター(1台)、 パソコン(パワーポイント用1台)
503 討議室	25人	研修・研究・会議	演題付き有線マイク(1本)
504 討議室	25人	研修・研究・会議	
505 討議室	25人	研修・研究・会議	
506 討議室	25人	研修・研究・会議	

※ 504・505 討議室は、スライディングウォールを開放することにより、56人収容の研修室として使用することができます。

4 貸出日

市町村研修センターの開館日

但し、市町村研修センターが使用しない場合に限りです。

5 貸出時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 申請受付等

使用日の3ヵ月前には受け付けますが、使用の可否の確定については、1ヵ月前までに通知することとします。

7 申請方法

所定の用紙に必要事項を記載の上、開催要領、参加予定者名簿等の書類を添えて、市町村研修センターに提出してください。

8 使用許可

- (1) 使用の許可は、文書で通知します。
- (2) 使用する人数等により貸出施設を変更する場合があります。
- (3) この貸出要領に違反した場合や市町村研修センター職員の指示に従わない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

9 貸出条件

- (1) 市町村研修センターが入居している施設は、神奈川県・横浜市等との共同施設です。当施設は、所定の場所以外での喫煙は禁じられております。
喫煙については、研修室前の5階のベランダ又は4階の喫煙コーナーを使用してください。
- (2) 研修室内での飲食等について
 - ア 使用時には、研修室等での飲食はご遠慮ください。
 - イ 昼食で研修室等を使用する場合は、予め使用する研修室を指定の上、汚損等に十分注意をして使用してください。
 - ウ ペットボトル、弁当の空箱等のゴミの処理については、自動販売機横の飲用容器回収箱又はエレベーター前においてある分別ゴミ箱に区分して処分してください。
- (3) 使用後の注意
 - ア 机・椅子等の備品は元の位置に戻してください。
 - イ 室内にゴミ等の放置物がないか、点検してください。
 - ウ 貸出施設内の設備及び物品等を破損、汚損又は紛失しないよう十分注意してください。なお、破損、汚損又は紛失をしたときは、原則として使用者による弁償とします。速やかに届出の上、市町村研修センター職員の指示に従ってください。
- (4) その他
 - ア 貸出施設以外の備品の使用及び増設は、許可なくできません。
 - イ 電話の取次ぎはできません。また、開催される研修等の内容に関する問い合わせにも応じられませんので、連絡先は必ず申請者の連絡先にしてください。
 - ウ 貸出施設の空調設備は、貸出施設ごとの温度設定ができません。季節や使用状況により、室温が上下する場合がありますのでご注意ください。
 - エ その他、定めのない事項については市町村研修センター職員の指示に従ってください。